

(別紙)

1. 違算の内容及び原因

合併特例法の適用を受ける市町村については、同法第19条の規定において、合併した年及びこれに続く5年以内に生じた災害等に対する国の財政援助に関し市町村の合併により不利益を受ける結果となる場合においては、当該市町村の合併が行われなかったものとして当該市町村合併が不利益とならないよう措置しなければならない旨定められていることから、合併後の新市町村の区域では局地激甚災害の指定基準に該当しなかったが、合併前の旧市町村の区域で指定基準に該当するものがあったことから局地激甚災害の指定を行った。

この場合、局地激甚災害による特別財政援助額の算定は、激甚災害の指定時に指定基準に該当した合併前の旧市町村の区域のみを対象として行う必要があったが、局地激甚災害の指定が合併後の新市町村名で行われることから特別財政援助額の算定も合併後の新市町村の区域を対象に行うものと錯誤し、指定基準に該当しない合併前の旧市町村の区域についても対象として特別財政援助額を算定していたものである。

2. 平成18年度における過大交付の状況

(単位：百万円)

区 分		誤った 財政援助額	正しい 財政援助額	差 額 (過大交付額)
岩手県	久慈市	21	13	8
	一関市	159	126	33
宮城県	登米市	93	32	61
秋田県	横手市	44	25	19
	由利本荘市	61	52	9
石川県	能登町	90	71	19
岐阜県	高山市	200	189	11
広島県	北広島町	54	34	20
宮崎県	美郷町	15	9	6
合 計		737	551	186